

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 27 日

月 曜 日

号 外(3)

目 次

教育委員会規則

○富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	1
○富山県立学校管理規則の一部を改正する規則	2
○県費負担教職員及び県立学校教員の指導改善研修及び転任等の手続に関する規則の一部を改正する規則	
○富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則の一部を改正する規則	3

規 則

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 27 日

富山県教育委員会

教育長 渋谷 克 人

富山県教育委員会規則第 4 号

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政組織規則（平成11年富山県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第15条の表富山県転任等審査委員会の項中「第25条の 2 第 1 項及び第 4 項」を「第25条第 1 項及び第 4 項」に改める。

第24条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 県立学校の事務の支援に関すること。

第26条の表中「総務課」を「総務支援課」に改める。

第27条第 1 項各号列記以外の部分中「総務課」を「総務支援課」に改め、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 県立学校の事務の支援に関すること。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 27 日

富山県教育委員会

教 育 長 渋 谷 克 人

富山県教育委員会規則第 5 号

富山県立学校管理規則の一部を改正する規則

富山県立学校管理規則（昭和32年富山県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第13条の 2 を削る。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(教・教職員課)

県費負担教職員及び県立学校教員の指導改善研修及び転任等の手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 27 日

富山県教育委員会

教 育 長 渋 谷 克 人

富山県教育委員会規則第 6 号

県費負担教職員及び県立学校教員の指導改善研修及び転任等の手続に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員及び県立学校教員の指導改善研修及び転任等の手続に関する規則

(平成20年富山県教育委員会規則 6 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第25条の 2 第 5 項及び第 6 項」を「第25条第 5 項及び第 6 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「第25条の 2 第 1 項」を「第25条第 1 項」に改める。

第 3 条第 2 項中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

第 4 条第 1 号中「第25条の 2 第 1 項」を「第25条第 1 項」に改める。

第 4 条第 2 号中「第25条の 2 第 4 項」を「第25条第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(教・教職員課)

富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 27 日

富山県教育委員会

教 育 長 洪 谷 克 人

富山県教育委員会規則第 7 号

富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則の一部を改正する規則

富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則（昭和39年富山県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

富山県立雄峰高等学校	定 時 制	普 通		を
		情報ビジネス		
		生活文化		
	通 信 制	普 通		
生活文化				

		衛生看護	
	専攻科	生活科学	

富 山 県 立 雄 峰 高 等 学 校	定 時 制	普 通	
		情 報 ビジ ネ ス	
		生 活 文 化	
	通 信 制	普 通	
		衛 生 看 護	
	専 攻 科	生 活 科 学	

に

改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(教・県立学校課)